

市税特集

地震保険料控除の創設

（損害保険料控除は廃止されますが、一定の経過措置があります）

これまでの損害保険料控除を廃止して、新たに地震保険料控除が創設されます。

●損害保険料控除

平成19年度課税分まで *対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの）	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	2,000円
長期損害保険と短期損害保険契約がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円



●地震保険料控除

平成20年度課税分から *対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

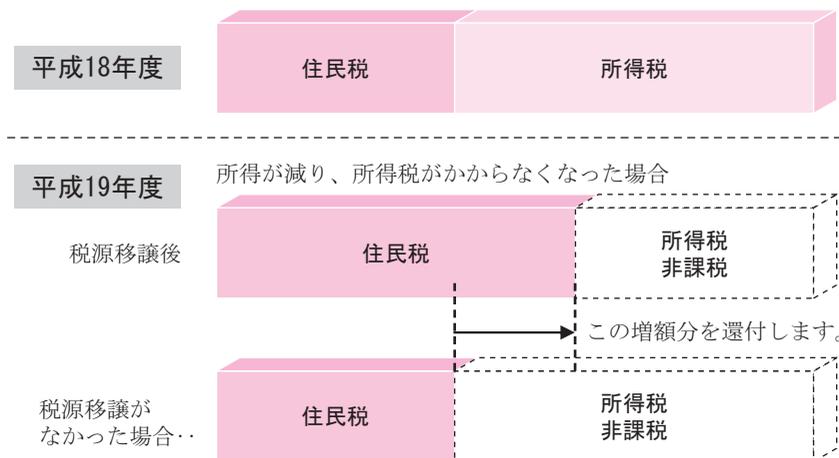
控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の2分の1	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険契約がある場合 地震保険料と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成19年中に所得が減って所得税が課されなくなったかたで、税源移譲による所得税の軽減の影響は受けられず、住民税の増加の影響のみを受けることになったかたについては、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税の相当額を還付します。

この制度を受けるには、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告していただく必要があります。

対象となるかたには、6月頃に申請書をお送りする予定ですが、申請書が届かないかたや、該当するかどうか不明なかたは、市民税担当へお問い合わせください。



老年人非課税措置廃止に伴う軽減措置の終了

平成18年度より、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下のかたの住民税非課税が廃止されました。それに伴い、平成17年1月1日現在において65歳以上のかた（昭和15年1月2日以前生まれのかた）で前年の合計所得が125万円以下のかたに対する経過措置が設けられていましたが、平成19年度をもってこの経過措置が終了しました。

〈参考〉平成18年度は税額の3分の2が減額、平成19年度は税額の3分の1が減額されていました。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	（所得割+均等割※）の3分の2を減額	（所得割+均等割※）の3分の1を減額	経過措置終了（全額課税）

※均等割の減額に県民緑税(800円)は含まれません。



固定資産税のおしらせ

問い合わせ 課税課固定資産税担当 ☎38-2017

【バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額制度】

■対象家屋（賃貸住宅を除く）

平成19年1月1日以前から存在している住宅で、次のいずれかのかたが居住していること。

- (ア) 65歳以上のかた
- (イ) 要介護認定または要支援認定を受けているかた
- (ウ) 障がいのあるかた

■対象工事等

次のいずれかを改修した工事のうち、補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの。

- (ア) 廊下の拡幅
- (イ) 床の段差の解消
- (ウ) 引き戸への取り替え
- (エ) 床表面の滑り止め化
- (オ) 手すりの取り付け
- (カ) 階段の勾配の緩和
- (キ) 浴室の改良
- (ク) 便所の改良

■減額内容 100㎡までの住宅部分に係る固定資産税額の3分の1を減額

■減額期間 バリアフリー改修工事完了日の翌年分

■申告期限 改修工事終了後3カ月以内に必要書類を添付し市へ申告していただく必要があります。

【耐震改修を行った住宅に対する減額制度】

平成18年1月1日以降に耐震改修工事を実施し、次の要件を満たす住宅は、固定資産税が一定期間減額されます。

■対象家屋

次のすべての要件を満たすもの

- (ア) 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- (イ) 平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事
- (ウ) 1戸当たりの工事費が30万円以上のもの

■減額内容

改修をした住宅の固定資産税額の2分の1を減額

※ただし、1戸につき120㎡を超える住宅については、120㎡までの部分の税額が2分の1となります。

■減額期間

減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じ次のとおりになります。

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日～21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日～24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～27年12月31日	1年度分

■申告期限

減額の措置を受けるためには、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書を添付し、改修後3カ月以内に市へ申告していただく必要があります。